

令和6年(2024年)1月31日  
総務委員会資料  
総務部契約課

## 中野区公契約審議会の答申及び令和6年度労働報酬下限額の取扱いについて

中野区公契約条例第13条に基づき設置した中野区公契約審議会において、令和6年度労働報酬下限額に係る答申が出された。

これを受け、区は中野区公契約条例第8条第2項及び第3項の規程に基づき、業務委託契約・指定管理協定に適用する令和6年度の労働報酬下限額を答申の内容どおり決定し、告示した。

なお、工事又は製造の請負契約については、令和6年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、答申に基づく単価計算を行い、告示する。

### 1 答申内容

令和6年度労働報酬下限額に係る諮問に対し、工事、委託、協定における労働報酬下限額の考え方及び金額について別紙1のとおり答申された。

### 2 審議会

(1) 開催日 令和5年8月18日(金)から計4回

(2) 審議の概要

別紙2「令和5年度中野区公契約審議会各回における審議概要」のとおり

### 3 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 工事又は製造の請負契約に係る令和6年度労働報酬下限額の決定及び告示

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

中野区長 酒井 直人 様

中野区公契約審議会会長 武藤 博己

## 令和 6 年度労働報酬下限額について（答申）

令和 6 年度に条例の対象となる公契約に適用する労働報酬下限額について、令和 5 年 8 月 1 8 日付 5 中総契第 5 5 5 号により、区長より本審議会に対して諮問を受けました。

諮問に対する審議結果がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

## 記

## 1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

## (1) 熟練労働者・一人親方

令和 6 年度の東京都における公共工事設計労務単価に 9 0 % を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の 4 職種については、以下のとおり、類似する業務の職種における単価を準用するのが妥当である。

職種	準用する職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建具工	内装工
建築ブロック工	石工

なお、当該 4 職種の公共工事設計労務単価が示された場合は、示された単価を基に算出するのが妥当である。

## (2) 熟練労働者・一人親方以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和 6 年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の単価に 7 0 % を乗じて得た額を 1 時間あたりの単価に換算した額とするのが妥当である。

## 2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額

中野区会計年度任用職員の報酬を基本に、東京都の最低賃金、中野区職員の実労働時間数の算出方法を勘案して得た額とするのが妥当である。

（1 時間当たり 1, 3 1 0 円）

## 3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

「2 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約に係る労働報酬下限額」と同額とするのが妥当である。ただし、中野区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。

#### 4 次年度の公契約審議会に向けた委員からの意見

- (1) 引き続き、公契約条例の実効性を高める施策の確実な履行と、労働報酬下限額引き上げの効果の確認を求める。
- (2) 業務委託契約及び指定管理協定の労働報酬下限額については、中野区として政策的に人材確保の必要性が高い分野に限り、職種別の労働報酬下限額の設定を検討すべきである。
- (3) 未熟練工に対する労働報酬下限額について、現在は軽作業員の70%となっているが、普通作業員の70%にするなど、若手入職者を増やしていくための検討が必要と考える。

#### 中野区公契約審議会委員

会長 武藤 博己

会長職務代理者 阿世賀 和子

委員 進藤 宣良

委員 大村 清保

委員 菊池 亮

委員 大辻 成季

## 令和5年度中野区公契約審議会各回における審議概要

回数	主な議題	主な意見
第1回 8/18	①公契約条例の運用状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に係る公契約条例遵守の報告書の記載方法についての問い合わせが下請業者から元請業者に入っている。制度の周知とあわせて、報告書の記載の仕方についても更なる説明が必要ではないか。</li> <li>・ 契約締結から1か月程度が報告書の提出時期の目安ということだが、下請業者もいる工事契約においては少し厳しいのではないか。</li> </ul>
	②労働報酬下限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の適切な予算措置により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことが出来ている。引き続き、庁内外に対する制度周知に努めて欲しい。</li> <li>・ 公務労働の対価という観点を重視しつつ、特別区人事委員会勧告の金額改定等を反映した令和6年度の労働報酬下限額の案を基に議論が出来ると良いと考える。</li> </ul>
第2回 10/23	①熟練工等の労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事設計労務単価の90%というのは、他区と比較しても妥当な数値設定だと考える。事業者側としても、他区と比べて中野区だけ差が出ることは望ましくないと考える。</li> <li>・ 2024年4月から始まる工事現場での時間外労働の上限規制等に伴う人材確保が課題となる中、公契約条例により、労働条件を確実に確保すべきである。</li> </ul>
	②未熟練工等に係る労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事設計労務単価の軽作業員の70%というのは、実際の賃金額を考慮しても、概ね問題はないのではないかと考える。</li> </ul>
	③委託・指定管理協定に係る労働報酬下限額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公契約条例の適用対象となる委託契約は現業系の職種が多い。労働報酬下限額を定めるにあたり、これまでの事務補助の会計年度任用職員報酬を基本とするのではなく、現業系の会計年度任用職員報酬を勘案する方が望ましいのではないか。</li> <li>・ 事業者側としても、人手不足に対応するとともに、公共サービスの品質を確保するためには相応な額を設定すべきだと考える。</li> <li>・ 現業系の会計年度任用職員報酬単価が、令和5年度は1266円なので、会計年度任用職員（一般事務補助）報酬相当の特別区人事委員会勧告による上昇幅3.89%程度を乗じて、1310円では如何か。</li> </ul> <p>○以上の審議を踏まえ、労働報酬下限額案をとりまとめた。</p>

第3回 11/17	①制度周知の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語対応した周知カード、ポスターを作成する予定ということで、更なる制度周知に努めるのは非常に良い取組と考える。</li> <li>・作成したポスターや周知カードが、きちんと労働者の手元に渡るようにすべきである。</li> </ul>
	②答申案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度と同様、付帯意見については期日を決めて事務局に提出し、とりまとめてもらう形が良いと考える。</li> </ul>
第4回 12/22	①答申内容の決定	○これまでの審議を踏まえ、答申内容を取りまとめた。
	②次年度の審議会の進め方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中野区の審議会は予算編成や議会手続きを踏まえた開催時期と回数を適切に設定していると考えます。次年度も、引き続き同様の進め方をして欲しい。</li> </ul>